

介護サービス利用料など 減免制度をご活用ください！

勤医協福祉会 は、道央圏で保育園や介護サービス事業所、サービス付き高齢者向け住宅などを運営する社会福祉法人です。この2つの減免制度についてご案内します。

2つの減免制度でサポート

私たちの法人が提供している介護サービスについて、社会福祉法人利用者負担減額を行っています。（札幌市では減額認定登録をすると、減額確認証を交付しています）

また、減額認定の対象にならない利用料についても、法人独自の減免制度を設けて実施をしています。

社福減免ってなあに？



社会福祉法人では、低所得の方に対して介護保険サービスに係る利用料自己負担分の減免措置の実施が認められており、社会福祉法人

人等利用者負担軽減減免制度（社福減免）と言えます。介護保険の認定を受けることが出来ても、年金や所得が少ない等の理由で介護サービスの利用を躊躇したり、必要な回数を減らしたりす

自己負担を軽減

社福減免を利用するには、まずお住まいの各市区町村への申請が必要です。（自治体によって制度が異なる場合があります。）



対象となるのは住民税非課税で、ほかにも年収が単身世帯で150万円（世帯が人増えるごとに50万円を加算）以下であることや貯蓄額の上限など、いくつかの条件があります。申請が通り減免の認定を受けた場合には、利用負担額の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）が減免されます。対象となる介護サービス（裏面参照）について、利用料や利用時の食事代の自己負担を軽減することができます。

また、法人独自の減免制度を設けており、減免が出来るサービスもあります。勤医協福祉会所属の担当ケアマネジャーや管理者へご相談下さい。

の方がいらつしやいます。そういった方々の利用者負担を軽減し、必要な介護サービスを受けられるようにする制度がこの社福減免制度なのです。

職員を募集しています！

いま、全国的に**介護職、看護職、ケアマネジャー、リハビリ職、保育士、調理師**の不足状態が続いています。皆さんのお知り合いの方をぜひご紹介ください。ご紹介は最寄の在宅総合センターか法人本部までお寄せください。



社会福祉法人 **勤医協福祉会**

☎011-811-8002

2つの減免制度のご案内



① 社会福祉法人等減免制度

＜減免対象のサービス＞

訪問介護、通所介護、短期入所、定期巡回、
看護小規模多機能、特別養護老人ホーム
ほか

＜対象となる方＞

＜生計困難者＞

年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。

資産要件：預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下

対象サービスの利用に係る利用者負担額の 4 分の 1 (25%)

老齢福祉年金受給者は利用者負担額の 2 分の 1 (50%) が減額となります

＜生活保護受給者＞

特別養護老人ホーム、地域密着型特養、(介護予防) 短期入所生活介護を利用し、個室を利用する者
対象サービスの利用に係る個室の利用者負担額の全額 (100%) が減額となります

お住いの市区町村で取り扱いが異なります。

② 法人独自の減免制度

＜減免対象のサービス＞

- 訪問看護サービス(介護保険利用の自己負担分)
- 看護小規模多機能サービスの宿泊費
- 有償ボランティア利用料
- サービス付高齢者住宅及び、有料老人ホームの家賃・管理費

＜対象となる方＞

◎ 生計困難な方

◎ 生活保護の方

(年間の収入が下記に該当する方)

- 単 身 者： 135 万円以下 (A)

175.5 万円以下※ (B)

- 夫婦世帯： 185 万円以下 (A)

(合算) 240.5 万円以下※ (B)

※対象BはAの 130%以下

相談・申し込みは、当法人の担当ケアマネジャーや管理者へご連絡下さい。



寄付金をお受けしています

当法人では、社会福祉法人減免制度の実施、福祉サービスの独自減免をはじめ、有償ボランティア、こども食堂、高齢者の居場所づくりなどに取り組んでいます。皆様からの寄付金はこうした事業の支えとなり法人の経営基盤の強化にもつながります。寄付金は、最寄りのセンター、または法人本部で受け付けています。現金、又はゆうちょ銀行へ振り込み(専用の用紙あり)もご利用いただけます。

(この寄付金はあくまで任意によるものです。)



社会福祉法人
勤医協福祉会 所在地

札幌市白石区菊水 4 条 1 丁目 8-6
南波ビル 1 階

☎ 011-811-8002
Fax 011-811-0622

こちら



勤医協札幌病院さん